

社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価機関倫理規程

規程第25号

2008年10月14日制定

(総則)

第1条 社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業（以下「本会」という。）は、常に公正・中立な立場で福祉サービス第三者評価機関として第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を実施するため倫理規程を定め、実践するものとする。

2 本規程において、本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所を「受審事業所」という。

(使命及び責任)

第2条 本会は、福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）に対しては、利用者にとって最適な福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるよう、客観的な立場による評価を実施することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 本会は、第1項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公正)

第3条 本会は、評価事業の実施にあたり、受審事業所または利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼の保持に努めるものとする。

(人権の尊重)

第4条 本会は、評価事業を実施するにあたり、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権を尊重する。また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼した場合には、当該外部者が利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(窓口の設置)

第5条 本会は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情等の受付窓口を設け、受審事業所、利用者及びその家族に周知する。

(評価契約の締結)

第6条 本会は、本会と受審事業所との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係が生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該受審事業所と評価契約を締結しない。

(受審事業所との関係)

第7条 本会は、評価契約を締結している受審事業所との間において、評価の公正・中立を害するような一切の利害関係を生じさせないものとする。

(配慮義務)

第8条 本会は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、受審事業所に業務上の不必要的負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第9条 本会は、受審事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは熊本県福祉サービス第三者評価事業推進組織に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(熊本県福祉サービス第三者評価事業推進組織との関係)

第10条 本会は、評価事業実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進組織の指示を遵守するものとし、評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、2008年10月14日から施行する。